

令和 8 年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務
実施要領

本要領は、大分県発注の「令和 8 年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務」に関する公募型プロポーザルに適用する。受注者特定のための技術提案書等の提出については、大分県契約事務規則及び関係法令に定めるもののほか、本実施要領によるものとする。

第 1 条 業務の内容

1 業務名

「令和 8 年度 道路トンネル断面形状等調査・検討業務」

2 業務の目的

「業務内容説明書」による。

3 業務内容

「業務内容説明書」による。

4 履行期限

令和 9 年 3 月 1 5 日

5 業務実施上の要件等

- (1) 実施にあたっては、大分県「設計業務等共通仕様書 令和 8 年 4 月 大分県土木建築部」並びに「特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 業務遂行のために必要となる既往調査の成果・報告書等については、発注者に貸し出しを申し出たうえ、貸与を受けること。なお、貸与する既往調査の成果・報告書等を他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表することは一切してはならない。業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。
- (3) 有識者ヒアリングには、管理技術者及び担当技術者が立ち会うこと。また、有識者ヒアリングに先立ち発注者と協議を行い、必要に応じて照査技術者も立ち会うこと。
- (4) 有識者ヒアリングにより新たな業務が発生した場合は発注者に協議すること。

第 2 条 実施の型式

公募型プロポーザル

第 3 条 必要な参加資格（技術提案書を提出するために必要な要件）

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないものであること。
- 2 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 6 0 年大分県告示第 2 6 7 号、以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3 参加表明書の提出期限日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等受けた事実がある者でないこと。
- 4 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定に基づく破産申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）

5 配置予定技術者の資格

(1) 次の1)～3)のすべての技術者を配置できること。

1) 管理技術者

次の①～③のすべての要件を満たすこと。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般及びトンネル」又は『建設部門』の「トンネル」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（トンネル）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・認定技術管理者（トンネル部門）の認定を受けている者。

② 平成28年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務設計及び施工計画の検討に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

③ 参加表明書提出日現在での手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）が契約の合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

注：手持ち業務とは、参加表明書提出時点において、管理技術者又は担当技術者となっている500万円（税込）以上の他の業務を指す。

2) 担当技術者

担当技術者（地質担当）1名、担当技術者（設計担当）1名の計2名を配置することとする。

担当技術者（地質担当）については次の①、②のすべての要件を満たすこと。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（『総合技術監理部門』の「応用理学一般及び地質」又は『応用理学部門』の「地質」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（地質）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・認定技術管理者（地質部門）の認定を受けている者。

② 平成28年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

担当技術者（設計担当）について要件は問わない。

3) 照査技術者

次の①、②のすべての要件を満たすこと。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般及びトンネル」又は『建設部門』の「トンネル」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（トンネル）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・認定技術管理者（トンネル部門）の認定を受けている者。

② 平成28年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

第4条 技術提案書の提出者の選定方法

参加表明書及び参加資格審査書を提出した者が多数の場合は、別表2の評価項目の通り、5者程度参加を選定する。選定された業者に対しては、技術提案書の提出要請業者の選定通知書（様式10）を送付する。参加表明書を提出した者が、5者以内の場合は審査委員会の審議を経て、参加条件及び選定基準を満たすすべてのものを選定するものとする。

第5条 契約予定者の特定方法

- 1 技術提案書の評価項目等は別表3のとおりであり、技術評価の合計点が最も高いものを契約予定者として特定する。ただし、技術評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の（1）から（4）の順で1者を特定するものとする。
（（2）以下は上記項目が同点の場合適用）
 - （1）技術提案の特定テーマの得点が高いもの
 - （2）技術提案の実施方針・実施フロー・工程表・その他の得点が高いもの
 - （3）見積額の最も低いもの
 - （4）審査委員会での合議で決定
- 2 技術提案書の提出者が1者のみの場合でも、本プロポーザルに関する提案を審査委員会において審査し、契約を行う者として適切と判断された場合に随意契約を行う。
- 3 別表3による（実施方針等）の評価の合計及び「特定テーマに関する技術提案」の評価の合計が著しく低いと認められる場合には特定しない場合がある。

第6条 予算限度額

本業務の予算限度額は以下のとおりである。

18,777千円

第7条 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- 1 実施要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - （1）提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール。
 - （2）提出期間
業務委託の事務開始の公告日から令和8年7月30日（木）17時までとする。なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。
 - （3）提出先
大分県土木建築部道路建設課 高速交通ネットワーク推進班
住所：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL：097-506-4723 FAX：097-506-1774
Email：a17140@pref.oita.lg.jp
- 2 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、質問者及び参加表明者全員に対して電子メールにより行う。

第8条 参加表明書の提出方法

本プロポーザルに対して、以下により参加表明書及び参加資格審査書類を提出すること。

- 1 参加表明書の作成方法及び内容に関する事項
別表1により作成すること。
- 2 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る）による。
- 3 提出期間
業務委託の事務開始の公告日から令和8年7月30日（木）17時までとする。なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。

4 提出内容

参加表明書（様式 1－1 号） 1 部

参加資格審査書（様式 3～様式 5 号 様式 1 3～様式 1 4 号） 1 部

5 提出先

大分県土木建築部道路建設課 高速交通ネットワーク推進班

住所：〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097－506－4723 FAX：097－506－1774

Email：a17140@pref.oita.lg.jp

第9条 技術提案書の作成方法

1 技術提案書作成上の基本事項

- （1）技術提案書は、当該業務委託における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- （2）技術提案書とともに見積書及び仕様書の提出を求める。

2 特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項である。

- （1）豊後伊予連絡道路のトンネル断面検討にあたり、国内外の複断面での実施事例や最新の研究事例の具体的な調査・資料収集方法、断面検討の着眼点についての提案

3 技術提案書の作成方法及び内容に関する事項

別表 1 により作成すること。

4 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合及び特定テーマに対する提案がない場合は無効とする。

5 資料の配布

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を配布する。

- ・豊予海峡ルート技術的調査の概要リーフレット

6 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、既存資料の閲覧をすることができる。ただし、事前に文書（様式 8 号）により閲覧申請を行うものとする。

（1）閲覧資料

閲覧資料は以下の①～③を予定している。

- ①令和 6 年度道路橋単道委第 6 号 地質文献等調査業務委託
- ②令和 7 年度広推進委第 1 号 豊後伊予連絡道路工法検討業務委託
- ③大分市豊予海峡ルート調査業務《2016 年～2021 年度調査報告書》

（2）閲覧期間

業務委託の実施通知日から技術提案書の提出期限の前日までの 9 時から 16 時までとする。
なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（3）閲覧場所及び申請先（※技術提案書等の提出先と同じ）

大分県土木建築部道路建設課 高速交通ネットワーク推進班

住所：〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097－506－4723 FAX：097－506－1774

7 技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

第8条2に同じ。

(2) 提出期間

技術提案書の提出要請業者の選定通知から令和8年8月19日（水）までとする。なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出内容

- ・技術提案書（様式2号、3号、6号、7号） 1部
- ・様式6号及び7号のPDF形式データを記録した電子媒体（CD又はDVD）
- ・見積書及び仕様書1部（封筒に入れ厳封すること）

(4) 提出先

第8条5に同じ。

第10条 審査方法（技術提案書の提出要請業者の選定）

1 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は別表2の通りとする。

2 評価点の算出については、以下のとおりとする

(1) 参加表明者（企業）の経験及び能力（配点30点）

$A = (\text{評価点の合計})$ 【少数第二位を四捨五入】

(2) 配置予定技術者の経験及び能力（配点30点）

$A = (\text{評価点の合計})$ 【少数第二位を四捨五入】

(3) 評定点（配点60点）

評定点 $= A + B$ 【少数第一位】

第11条 審査方法（契約予定者の特定）

1 契約予定者の特定するための評価基準は別表3のとおりとする。

2 評価点の算出については、以下のとおりとする。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力（配点20点）

$A = (\text{評価点の合計})$ 【少数第二位を四捨五入】

(2) 実施方針等（配点50点）

$B = (\text{評価点の合計} / \text{審査委員数})$ 【少数第二位を四捨五入】

(3) 特定テーマに関する技術提案（配点50点）

$C = (\text{評価点の合計} / \text{審査委員数})$ 【少数第二位を四捨五入】

(4) 評定点（配点120点）

評定点 $= A + B + C$

第12条 技術提案書の提出者の選定結果通知方法

1 技術提案書の提出要請業者を選定した場合には、選定された者に対しては、選定された旨を様式10号により通知し、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を様式12号により通知する。

2 上記1で非選定の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（様式自由）により、大分県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

3 上記2の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

以内に、説明を求めたものに対して書面により回答を行う。

4 非選定理由の説明請求の受付方法、受付時間、受付場所

(1) 受付方法

持参、郵送(書留郵便に限る)による。

(2) 受付時間

9時から16時までとする。なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 受付場所

第8条5に同じ。

第13条 審査結果の通知方法

1 契約予定者を特定した場合は、以下の事項について技術提案書を提出した者に対して速やかに審査結果を様式9により通知する。

2 特定された者に対しては、特定された旨を様式11号により通知する。

3 特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を様式12号により通知する。

4 上記3の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面(様式自由)により、大分県知事に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

5 上記4の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、説明を求めたものに対して書面により回答を行う。

6 非特定理由の説明請求の受付方法、受付時間、受付場所

(1) 受付方法

持参、郵送(書留郵便に限る)による。

(2) 受付時間

9時から16時までとする。なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 受付場所

第8条5に同じ。

第14条 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の内容について、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は参加時に写真付きの身分証明書を持参すること(持参していない場合は、出席を認めない)。

1 実施日時等

令和8年8月26日(水)を予定しているが、実施時間、実施場所及びその他詳細については、別途通知する。

2 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者の合計5名以内とする。

3 プレゼンテーション

技術提案書の内容について、説明を配置予定の管理技術者が20分以内で行う。

なお、技術提案に記載のない内容の説明や時間を超過した場合は、プレゼンテーションの中止や打ち切りを行う。

4 ヒアリング

技術提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、プレゼンテーション終了後引き続き、次に掲げる事項について20分程度でヒアリングを行う。

- (1) 技術者の経歴及び業務実績
- (2) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ等）

5 その他

- (1) ヒアリングに際し、事前に提出された書類に対する差し替えや追加資料の提出は認めない。
- (2) ヒアリング時の質問に対して必要と考える資料の提示については、これを妨げない（その際の提示方法は問わない）。
- (3) 予定時間内で質疑応答を進行するため、応答時間を区切る場合がある。
- (4) プレゼンテーションで用いた資料は、電子媒体（PDF型式）及びその全てを印刷したもの（原則A4サイズとし、判読困難となる場合はA3サイズとする）を各1部提出のこと。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングについては、音声の録音を行う。

6 利用できる機材

- (1) モニター
- (2) パソコン

会場に用意されたパソコンを使用する場合は、当日は電子媒体（CD又はDVD）でデータを持参すること。持参する電子媒体は、事前に必ずウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用し、電子媒体のラベル面にウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェックソフト名、ウイルス定義年月日又はパターンファイル名、チェックを行った年月日）を明記すること。なお、ウイルスチェックを行っていなかった場合は、非特定とすることがある。会場に用意されたパソコンにおいて、使用可能なソフトは、Excel2016、Word2016、PowerPoint2016 である。また、参加表明者のパソコンを持ち込むことはできるが、会場に用意されたプロジェクターと接続した場合の動作は保証しない。

当日ヒアリング会場で、動作確認を行う時間を5分程度設ける。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの欠席

プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合（身分証明書を持参していない場合を含む）は受注の意志がないものとみなし、技術提案書特定の対象としない。

第15条 その他の留意事項

- 1 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、参加資格審査書及び技術提案書にその旨を明記すること。
- 2 本プロポーザルに要するすべての費用は、提出者の負担とする。
- 3 特定されなかった者は、技術提案書の返却を求めることができる。
- 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 5 技術提案書は、提出期間内であれば再提出を認める。
- 6 技術提案書提出期限以降は、記載した配置予定技術者の変更を原則として認めない。ただし、死亡、病床、被災、出産、育児、介護又は退職等のやむを得ない理由に限り、同等以上の技術者であると発注者が認めた場合は変更出来るものとする。なお、同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに辞退届を第8条5まで提出すること。
- 7 当該実施要領で示した参加資格要件のない者の技術提案、証明資料に虚偽の記載をした者の技

術提案は無効とし、無効の技術提案を行った者を契約予定者として特定した場合は、契約予定者の特定を取り消すとともに、その者に対して指名停止の措置を行うことがある。なお、上記の事態が発生した場合は、改めて次順位者を契約予定者として特定することができる。

- 8 参加表明書提出後、契約予定者の特定をするまでの間に技術提案書提出者が次の（１）又は（２）のいずれかに該当した場合は、当該技術提案書提出者の行った技術提案を無効にするものとする。

（１）指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。

（２）当該実施要領で示した参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- 9 契約予定者の特定後、契約締結までの間に契約予定者に特定された者が上記 8（１）又は（２）のいずれかに該当した場合は、契約予定者の特定の取消を行うものとする。なお、上記の事態が発生した場合は、改めて次順位者を契約予定者として特定することができる。
- 10 契約担当者は、契約締結後において、契約者が上記 8 又は 9 に該当していたことが判明した場合は契約の解除を行うことができるものとする。
- 11 参加表明書提出者、契約予定者として特定された者及び契約者は、参加表明書提出後に上記 8（１）又は（２）のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、上記 7、8、9 及び 10 による技術提案の無効又は契約予定者の特定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害補償については、発注者はその責を一切負わないものとする。
- 12 契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 13 仕様書等に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、受注者に対して契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 14 参加表明書提出後において、契約予定者が特定されるまでの間は、当該技術提案業務を辞退することができる。その際はすみやかに辞退届（様式 1－2）を、第 8 条 5 まで提出すること。

第 16 条 特定後の契約等に関すること

1 契約

発注者は、契約予定者の技術提案書の提案内容を反映した仕様書を作成し、その積算額を基礎とした予定価格の範囲内で、契約予定者と契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 前払金

契約の相手方は、大分県会計規則第 6 4 条に基づき、前払金を請求することができる。

4 その他契約条件

大分県契約事務規則及び大分県土木設計業務等委託契約約款による。

別表 1 技術提案書等の作成方法及び内容に関する留意事項

業務実施体制 (様式 3 号)	・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。 ・配置予定の担当技術者のうち記載する者は 2 名とする。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
配置予定技術者の経歴 (様式 4 号)	・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・同種業務の実績を記載する場合は、平成 28 年度以降における参加表明書提出日までに完了した業務とする。 ・記載する同種業務数は最大 4 件までとし、記載できる同種業務の実績は以下のとおりとする。なお、実施要領に規定する配置予定技術者の資格要件を満たしていることが確認できる業務を、契約単位で記載すること。 ①管理技術者、照査技術者及び担当技術者（設計担当） トンネルの設計及び施工計画の検討 ②担当技術者（地質担当） 地質解析業務 ・手持ち業務は、大分県以外の発注者のものも含め、すべて記載する。 ・手持ち業務とは、参加表明書提出時点において、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。 ・CPD の実績を記載する場合は、各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」を提出すること。なお、証明書の証明日は、技術資料等提出期限の前日から起算して過去 1 年以内の日付が含まれているものに限る。いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているか明確にすること。 ・配置予定の各技術者 1 名につき A 4 版 1 枚に記載する。 ・資格証明書の写しを添付すること。
配置予定技術者の平成 28 年度以降の業務実績 (様式 5 号)	・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者が平成 28 年度以降に従事した同種業務の実績について記載する。なお、担当技術者として従事した業務については、具体的に業務担当の内容を記載すること。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、様式 4 号で記載した同種業務のうちから 1 件について 1 枚に記載する。 ・業務が同種業務に該当していることが確認できる資料（TECRIS データの写し又は契約書の写し（共同企業体の場合は、協定書の写しを含む。）等客観的な資料）も合わせて添付すること。

実施方針・実施フロー・工程表・その他 (様式 6 号)	・業務の実施方針及び実施フロー、工程計画について A 3 版 1 枚に簡潔に記載する。様式内での実施方針、実施フロー、工程計画の配置は自由である。 ・提案者名（会社名、配置技術者名等）が特定できる記載は一切しないこと。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
特定テーマに対する技術提案 (様式 7 号)	・本説明書の第 9 条 2 に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・各テーマにつき A 3 版 1 枚に記載することとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・提案者名（会社名、配置予定技術者名等）が特定できる記載は一切しないこと。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
建設コンサルタント ・登録規程、地質調査業者登録規程の登録状況 (様式 1 3 号)	・企業における建設コンサルタント等の登録状況を記入する
企業の平成 2 8 年度以降の同種業務実績 (様式 1 4 号)	・企業における平成 2 8 年度以降から公示日までに完了した同種業務について記載する。
見積書 (様式自由)	・見積書は、技術提案書の業務への取り組みを踏まえて必要な経費を算出し作成する。その際、直接経費と諸経費に分けて記載するとともに、直接経費は作業項目ごとに記載すること。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積書を依頼することがある。
仕様書	・仕様書については、本件特記仕様書及び業務内容説明書に追記する形で作成のこと。

別表2 技術提案書の提出要請業者の選定するための評価基準（合計60点）

技術提案書の提出要請業者の選定するための評価項目、判断基準及び評価配点は下記のとおりである。

（1）参加表明者（企業）の経験及び能力（配点30点）

評価項目	評価の着目点		評価配点
		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	技術部門登録	①当該業務に関する部門（トンネル部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質業者登録がある機関 ②上記以外	①15.0点 ②失格
	成果の確実性	平成28年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が4件以上 ②同種業務の実績が2件以上4件未満 ③同種業務の実績が1件 ④上記以外の場合 企業の同種業務の評価は、様式14号に記載の同種業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。 （同種業務） 道路トンネルの設計	①15.0点 ②9.0点 ③0.0点 ④失格

（2）配置予定技術者の経験及び能力（配点30点）

評価項目	評価の着目点			評価配点			
			判断基準	管理技術者	担当技術者		照査技術者
					地質	設計	
配置予定技術者の経験能力	資格要件	技術者資格	技術者資格を下記の順位で評価する。 ・管理技術者、照査技術者及び担当技術者（設計担当） ① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般及びトンネル」、『建設部門』の「トンネル」） ② RCCM（トンネル） ③ 認定技術管理者（トンネル部門） ④ 上記以外の場合 ・担当技術者（地質担当） ① 技術士（『総合技術監理部門』の「応用理学一般及び地質」、『応用理学部門』の「地質」） ② RCCM（「地質」） ③ 認定技術管理者（地質部門） ④ 上記以外の場合				
				①6.7点 ②4.0点 ③0.0点 ④失格	①3.3点 ②2.0点 ③0.0点 ④失格	①1.7点 ②1.0点 ③0.0点	①3.3点 ②2.0点 ③0.0点 ④失格

	専門技術力	業務執行技術力	平成２８年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する（照査技術者として従事した業務は除く）。 ① 同種業務の実績が４件以上 ② 同種業務の実績が２件以上４件未満 ③ 同種業務の実績が１件 ④ 上記以外の場合 各技術者の同種業務の評価は、様式４号及び様式５号に記載の同種業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。 （同種業務） 道路トンネルの設計	①6.7点 ②4.0点 ③0.0点 ④失格	①3.3点 ②2.0点 ③0.0点	①1.7点 ②1.0点 ③0.0点	①3.3点 ②2.0点 ③0.0点 ④失格
業務実施体制	手持ち業務	手持ち業務	配置予定管理技術者において、参加表明書提出日現在での手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）が契約の合計が５億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満でない場合は選定しない。	数値化しない			
	体制の妥当性	体制の妥当性	業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合は選定しない。	数値化しない			

別表 3 契約予定者（技術提案書）を特定するための評価基準（合計 170 点）

契約予定者（技術提案書）を特定するための評価項目、判断基準及び評価配点は下記のとおりである。

（１）配置予定技術者の経験及び能力（配点 20 点）

評価項目	評価の着目点			評価配点			
	判 断 基 準			管 理 技術者	担当技術者		照 査 技術者
					地 質	設 計	
配置 予定 技術 者の 経験 能力	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技術者資格を下記の順位で評価する。 ・管理技術者、照査技術者及び 担当技術者（設計担当） ① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般及びトンネル」、『建設部門』の「トンネル」） ② R C C M（トンネル） ③ 認定技術管理者（トンネル部門） ④ 上記以外の場合 ・担当技術者（地質担当） ① 技術士（『総合技術監理部門』の「応用理学一般及び地質」、『応用理学部門』の「地質」） ② R C C M（「地質」） ③ 認定技術管理者（地質部門） ④ 上記以外の場合	①4.0 点 ②2.4 点 ③0.0 点 ④失格	①2.0 点 ②1.2 点 ③0.0 点 ④失格	①1.0 点 ②0.6 点 ③0.0 点	①2.0 点 ②1.2 点 ③0.0 点 ④失格
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	平成 28 年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する（照査技術者として従事した業務は除く）。 ①同種業務の実績が 4 件以上 ②同種業務の実績が 2 件以上 4 件未満 ③同種業務の実績が 1 件 ④上記以外の場合 各技術者の同種業務の評価は、様式 4 号及び様式 5 号に記載の同種業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。 （同種業務） 道路トンネルの設計	①4.0 点 ②2.4 点 ③0.0 点 ④失格	①2.0 点 ②1.2 点 ③0.0 点	①1.0 点 ②0.6 点 ③0.0 点	①2.0 点 ②1.2 点 ③0.0 点 ④失格
	C P D	C P D	C P D の取得状況について下記の順位で評価する。 ① 継続教育（C P D）の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている ② 上記以外の場合	①1.0 点 ②0.0 点	①0.4 点 ②0.0 点	①0.2 点 ②0.0 点	①0.4 点 ②0.0 点

(2) 実施方針等 (配点 50 点)

評価項目	評価の着目点		評価配点
		判断基準	
実施方針等	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られている場合に優位に評価する。	10点
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られている場合に優位に評価する。	10点
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案がある場合に優位に評価する。	10点

(3) 特定テーマに関する技術提案 (配点 50 点)

＜特定テーマ＞

豊後伊予連絡道路のトンネル断面検討にあたり、国内外の複断面での実施事例や最新の研究事例の具体的な調査・資料収集方法、断面検討の着眼点についての提案

評価項目	評価の着目点		評価配点
		判断基準	
特定テーマ	的確性	地形、地質などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10点
		着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	20点
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10点
見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合、提案内容に対して見積が不適切な場合、予算限度額を超える場合には特定しない。	数値化しない